

令和２年６月２６日版

**労働保険料等の納付猶予（特例）**

**申請の手引**

―労働保険事務組合向けー

**新型コロナウイルス感染症等の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあっては、申請により、労働保険料等の納付を１年間猶予することができます。**

**手続きの流れ**

**１　委託事業主において「労働保険料等納付の猶予申請書(事務組合の委託事業場用)」を作成し、必要書類と併せ事務組合に提出　（⇒２ページ）**

**２　事務組合において申請書の記載内容を確認し、「納付猶予申請内訳書（事務組合用）」を作成　（⇒４ページ）**

**３　事務組合から「納付猶予申請内訳書（事務組合用）」と個々の委託事業主の「労働保険料等納付の猶予申請書(事務組合の委託事業場用)」を取りまとめて、労働局に提出　（⇒５ページ）**

**都道府県労働局での審査**

**４　労働局から事務組合に許可・不許可の通知を送付　（⇒６ページ）**

**１　委託事業主において「労働保険料等納付の猶予申請書(事務組合の委託事業場用)」を作成し、必要書類と併せ事務組合に提出**

**作成、必要書類とあわせて事務組合に提出**

**○　委託事業主が「労働保険料等納付の猶予申請書（事務組合の委託事業場用）」における必要事項を記載します。**

※　申請書、申請書の書き方は厚生労働省ホームページの以下URLからダウンロードできます。

　　URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_10647.html

　※　同一事業場について複数の労働保険番号がある場合は、労働保険番号ごとに申請することになります。

**＜特例猶予を受けるための要件の確認＞**

**猶予を希望する委託事業場が、以下の要件を満たしていることが必要です。**

1. **令和２年２月１日以後に事業につき相当な収入の減少があったことその他これに類する事実があること**（※１）
2. **その相当な収入の減少等が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によるものであること**（※２）
3. **一時に納付することが困難であると認められる労働保険料等があること**（※３）
4. **事務組合を通じて、納期限までに申請がされたこと**

　　　特例猶予を受けることができる労働保険料等は、令和２年２月１日から令和３年２月１日（※）までに納期限が到来する労働保険料等が対象になります。

　　（※）事務組合が令和２年度の労働保険料等の納付について延納を希望する場合、委託事業主が第３期の納期限（令和３年２月15日）を令和３年２月１日までとして取り扱うことを希望した上で、第３期分の特例猶予を申請することが可能です。

※1　　「事業につき相当な収入の減少」とは、令和２年２月１日から猶予を受けようとする労働保険料等の納期限までの間の任意の期間（１か月以上。以下「調査期間」という。）の収入金額につき、その調査期間の直前１年間における調査期間に対応する期間（以下「基準期間」という。）の収入金額に対して、概ね20％以上減少していると認められることをいいます。

　　　 受付対象外の事業はなく、新規適用事業や一括有期事業など全ての事業が対象となります。

※2　　新型コロナウイルス感染症の影響によるイベント開催又は外出等の自粛要請、入国制限、その他の理由で収入が減少していることが要件となります。

※3　　「一時に納付が困難」とは、納付すべき労働保険料等を一時に納付する資金がないこと、又は納付すべき労働保険料等を事業の継続のために必要な少なくとも今後６か月間の運転資金に充てた場合に労働保険料等を納付する資金がないことをいいます。

**○　委託事業主が必要書類を準備します。**

申請書＜２猶予額の計算＞欄の記載内容について根拠となる書類を準備する必要がありますが、準備することが難しい場合は、記載内容について、都道府県労働局における審査時に口頭で確認する場合があります。

《申請書の記載にあたり根拠となる書類》

■本年と昨年の収支状況が記載された元帳や売上帳などの帳簿

※会計ソフトから出力した収支状況が記載された書類（例：試算表）でも可

■手元資金の有り高が分かる現金出納帳や預金通帳等

　※　**国税、地方税若しくは厚生年金保険料等の特例猶予の許可又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国有財産の賃貸料等に係る債権の履行期限の延長（以下「国有財産の賃貸料等に係る債権の履行期限の延長」という。）の承認を受けている場合は、既に許可等を受けているものに係るその申請書及び猶予許可通知書等のコピーを添付いただくことにより、申請書の「２　猶予額の計算」の記載を「別紙国税の許可通知書等のとおり」等と記載いただくことにより省略できます**。

＜申請書の記入例＞（一部の欄は省略）

（例１）事務組合が延納を希望し、納付可能金額の算出がない場合





※１　表面「労働保険料等の額」の欄

　事務組合が委託事業主に送付する「労働保険料等納入通知書」の「各期別納付額」（「全期・第１期」についてはこの額に一般拠出金を加えた額）を記載する。

（例２）事務組合が延納を希望し、納付可能金額の算出がある場合



納付可能金額は、まずは１期目に充当する。





納付可能金額あり

**２　事務組合において申請書の記載内容を確認し、「納付猶予申請内訳書（事務組合用）」を作成**

1. **事務組合において、委託事業主から提出された１の申請書の記載内容を確認してください。特に申請書＜１申請者名等＞欄の「納付すべき労働保険料等」欄（※）及び「事務組合が全納を希望する場合」又は「事務組合が延納を希望する場合」欄の記載内容は、必ず確認してください。**

（※）申請書＜１申請者名等＞欄の「納付すべき労働保険料等」欄の各期の労働保険料等の額は、「労働保険料等納入通知書（組様式第７号（甲））」の期別納付額欄の各期納付額（全納及び延納の第１期においては、この額に一般拠出金額を加えた額）と一致します。

**②　「納付猶予申請内訳書（事務組合用）」を作成してください。**

内訳書の作成にあたっては、各委託事業主から提出された申請書＜１申請者名等＞欄の「納付すべき労働保険料等」欄のうち、猶予を希望する期における「労働保険料等の額」、「猶予を希望する額」及び＜２猶予額の計算＞欄の「⑮納付可能金額」を、内訳書の別記の猶予を希望する期の「納付すべき労働保険料等（①）」、「猶予額（③）」及び「納付可能金額②」に各々転記してください。

「納付猶予申請内訳書（事務組合用）」は厚生労働省ホームページの以下URLからダウンロードできます。

　　URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_10647.html

＜内訳書の別記の記載例＞　　〇労働保険料等納付の猶予申請書(事務組合の委託事業場用)（抜粋）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　



〇内訳書の別記



**３　事務組合から、「納付猶予申請内訳書（事務組合用）」と個々の委託事業主の「労働保険料等納付の猶予申請書（事務組合の委託事業場用）」等を都道府県労働局に提出**

○　事務組合においては、委託事業主から提出された「労働保険料等納付の猶予申請書（事務組合の委託事業場用）」等とともに、「納付猶予申請内訳書（事務組合用）」を事務組合の所在地を管轄する都道府県労働局に提出してください。

〇　特例猶予を申請する委託事業主において、根拠となる書類を準備することが難しい場合は、職員が口頭での聞き取りにより確認させていただくことがあります。

〇　なお、令和２年度の労働保険料等について特例猶予の申請があった場合には、**特例猶予の許可をもって、当年度の労働保険料の口座振替ができなくなり、都道府県労働局からお渡しする納付書により納付すべき労働保険料等の額を納めていただくことになりますのでご注意ください。**

〇　**一部猶予（納付可能金額が算出されている場合）を希望する委託事業主からの申請がある場合には、当該委託事業主の納付可能金額分が納付されたことを確認した上で、一部猶予の許可を行うことになりますので、労働局から送付する納付書（※）により、早めに納付していただくようお願いします。**

　（※）この場合、納付書には、「猶予を希望する委託事業場の納付可能金額の合計」及び「猶予を申請していない委託事業場の労働保険料等の合計」の合計額が記載されています。

**都道府県労働局による審査**

　都道府県労働局において、事務組合を通じて提出された委託事業主からの申請書等に基づき、特例猶予の許可・不許可、猶予を許可する金額などの審査を行います。

**（１）申請書及び内訳書の補正**

申請書及び内訳書の記載に不備がある場合などは、労働局から電話等により確認のうえ、補正をさせていただく場合があります。ただし、やむを得ない場合は、返戻による補正をお願いする場合があります。

**（２）申請内容の審査**

　労働局の職員が、申請書に記載された内容（令和２年２月１日以後に適用事業場につき相当な収入の減少があったことなどの詳細、財産の状況、収支の実績及び見込み等）について、口頭で確認させていただくことがあります。

**４　都道府県労働局から事務組合に許可・不許可の通知を送付**

**＜猶予が許可された場合＞**

　都道府県労働局から、委託事業主宛ての「納付の猶予（特例）許可通知書（事務組合委託事業主用）」（別記に許可された事業場の一覧を記載）を事務組合に送付します。

事務組合においては、特例猶予の許可の対象となった委託事業主から、許可通知書（写）を求められた場合は、「納付の猶予（特例）許可通知書」の表紙及び別記の当該委託事業主の事業場に係る欄のみを表示（他の事業主の事業場に係る欄は伏せる）した上で、当該委託事業主にお渡しください。

また、事務組合においては、特例猶予が許可された委託事業場については、「労働保険料等徴収及び納付簿（様式第１７号）」に必要事項等を追記し、明確にしておいてください。

**＜猶予が不許可となった場合＞**

　都道府県労働局から、特例猶予が不許可となった委託事業主に係る「納付の猶予（特例）不許可通知書」を事務組合あてに送付します。速やかに、不許可となった委託事業主にお渡しください。

**なお、不許可となった委託事業主が猶予の不許可に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。**

**※ご不明な点があれば、都道府県労働局にお問い合わせください。**